

第7 低レベル放射性廃棄物の輸送状況

低レベル放射性廃棄物の運送の方法については、国において危険物船舶運送及び貯蔵規則第99条第1項の規定に基づき、同規則に規定する基準に適合することが確認された上で実施されている。

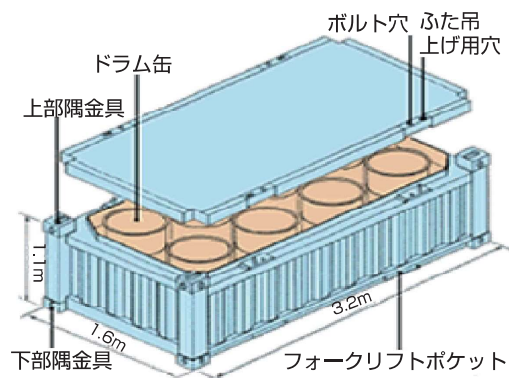
年 度	搬出日	輸送方法	完了日	体 数
H23年度	H23. 11. 8	海上	H23. 11. 17	200リットルドラム缶320本 (輸送容器40個)
30年度	31. 2. 8	海上	31. 2. 12	200リットルドラム缶320本 (輸送容器40個)

搬出した低レベル放射性廃棄物は、発電所の運転に伴い発生した洗濯の排水やポンプ等の点検で発生した液体を専用の装置で処理し、煮詰まった液体をアスファルトで固化し、ドラム缶に詰めたものであり日本原燃株式会社の低レベル放射性廃棄物埋設センター（青森県六ヶ所村）において、埋設により最終処分が行われる。

(参考) 低レベル放射性廃棄物の輸送容器

○輸送容器

長さ：約3.2m
幅：約1.6m
高さ：約1.1m
重量：約1トン



固体廃棄物貯蔵庫での保管状況



放射線量の測定状況



県では、低レベル放射性廃棄物の搬出にあたり、放射線量の測定を行い、法に定める基準値以下であることを確認しています。

輸送船への船積み状況

